

福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例を公布する。

平成31年3月20日

福井市長 東 村 新 一

福井市条例第8号

福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず互いに意思や感情を理解し、人格と個性を尊重し合い、自ら意思決定できることが大切である。

しかしながら、障がいのある人は、情報の取得及び相互理解の難しさ並びにそのことから生じる誤解や偏見によって不安や不便を感じながら生活してきた。

また、手話は、その使用をろう教育において事実上禁止されていた時代を経て、障がい者の権利に関する条約の採択と障害者基本法の一部改正により言語として位置づけられたものの、その認識が広く共有されているとはいえない。

障がいのある人が意思疎通を図るためには、手話が言語であることへの理解の促進のための取組を進めていくとともに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための環境づくりを進めていくことが必要である。

福井しあわせ元気国体・しあわせ元気大会の融合で高まった機運から、障がいのある人もない人も互いに認め合い、ともに生きる社会の実現を目指し、ここに私たちは、手話言語の理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であること及び障がい者のコミュニケーションに関し、基本理念を示し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、手話が言語であることを理解し、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いに認め合い、ともに生きる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるもの（本市を来訪し、及び本市に滞在する者を含む。）をいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう。
- (3) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、豊かな表情、口話、透明文字盤その他障がい特性に応じて利用される、人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、並びに気持ち及び心を通わせて理解し合う伝達手段をいう。
- (4) 合理的配慮 市及び事業者が、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- (5) 事業者 商業その他の事業を行う者であり、目的の営利又は非営利及び個人又は法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行うものをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、相互の理解及び人格と個性を尊重することを基本として行うこと。
- (2) 個人の障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保するため、市並びに市民及び事業者が責務と役割を相互に認識し、連携して取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることへの理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話が言語であることを理解し、障がい者が障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための取組を行うよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民及び事業者と連携して、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話が言語であることの理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策

(2) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策

(3) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策

(4) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段での情報発信及び情報提供に関する施策

(5) 災害時連絡体制の構築に関する施策

(6) 市内の教育機関の児童生徒等を対象とした障がい者への理解を促進するための施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たり、その進捗の状況把握に努め、必要に応じ

て施策の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。